

## 【報告】犬山市地域公共交通運賃料金協議会の設置について

道路運送法の改正(令和5年10月1日施行)により、地域公共交通会議の整理が必要です。

- ◆これまで地域公共交通会議で協議を行っていた事項のうち、運賃・料金に関する事項については、別の会議体にて協議することとなります。  
(独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないようにするため。)
- ◆運賃・料金を協議するための会議体の構成員は原則4者です。
- ◆運賃・料金に関すること以外の事項については、引き続き地域公共交通会議にて協議します。



### 【条例・規則の整備】

令和6年度6月定例議会にて、制定・改正を行います。

<制定>

- ・犬山市地域公共交通運賃料金協議会規則

<改正>

- ・犬山市附属機関設置条例
- ・犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

## ◎犬山市附属機関設置条例（改正）

1.別表中、「犬山市地域公共交通会議」の担任する事務を修正

犬山市地域公共交通会議	市長の諮問に応じ、道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく地域の実情に応じた適切な旅客運送の態様に関する事項、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第5条に規定する地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項等について協議する。	25人以内	1年
-------------	--	-------	----

2.別表に、「犬山市地域公共交通運賃料金協議会」を追加

犬山市地域公共交通運賃料金協議会	市長の諮問に応じ、道路運送法に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要な旅客運送に係る運賃及び料金に関する事項について協議する。	4人以内	審議期間
------------------	---	------	------

## ◎犬山市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（改正）

別表に、「犬山市地域公共交通運賃料金協議会委員の報酬」を追加

地域公共交通運賃料金協議会 委員	日額 7,200円
------------------	-----------

## ◎犬山市地域公共交通運賃料金協議会規則（制定）

次ページ参照

## 犬山市地域公共交通運賃料金協議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、犬山市附属機関設置条例(平成28年条例第36号)第8条の規定に基づき、犬山市地域公共交通運賃料金協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市長又はその指名する職員
- (2) 運賃及び料金を定めようとする道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者又は同法第9条の3第1項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 市民を代表する者  
(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (招集及び議事)

第4条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、市長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 会議は、原則として公開する。

### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、市民部防災交通課において行う。

### (補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。